

稲美町菊花展審査規定

第1 審査はふれあい交流館長が決定した審査員が行う。

第2 審査対象出品物は、すべて花壇番号により表示し、選賞決定後に出品者名を表示する。

第3 出品物は、次の種類により審査を行い、優秀な出品物については、賞を贈り表彰する。

花壇出品

- | | |
|----------|---|
| ア 特作花壇 | 間口 5.4m、奥行き 2.7m
懸崖その他の菊種の意匠花壇とする。 |
| イ ミニ特作花壇 | 間口 1.8m、奥行き 2.7m その他の規定はアに準ずる。 |
| ウ 大菊花壇 | 三輪仕立を標準とし、間口 1.9m (3 鉢)、奥行き 2.7m (4 鉢) 計 12 鉢
鉢は厚物系・管物系ともに 9 号鉢 (鉢の内径 27cm) とし、インバインドは必ず使用する。
厚物系・管物系を混合した場合は審査除外とする。
花壇最前列 105cm
花壇最後列 165cm |
| エ 盆栽花壇 | 間口 1.8m、奥行きは 1.5m に配列した組出品とする。
(5 鉢 1 組又は 3 鉢 1 組) |
| オ 小品盆栽花壇 | 普通の盆栽菊を縮小したもので、鉢の一辺は 12cm 以下とする。ただし、岩付、木付、寄せ植えはその限りではない。樹高は樹冠までを 15cm 以内に仕上げるのが望ましい。鉢数は制限しない。間口 120cm、奥行 120cm とし、審査当日に各鉢に 2〜3 輪開花しているのが望ましい。 |
| カ ドーム菊花壇 | 4 鉢一組を縦一列に配置して構成する。花壇構成は全種異品種・異色が望ましい。
鉢は 7 号鉢 (鉢の内径 21 cm 以下) を使用し、鉢は全て同材質・黒色とする。 |

鉢組・鉢個別出品

- | | |
|---------------------|--|
| キ 小品盆栽鉢組 | 横幅を 50cm 以内奥行きは 40cm 以内の花台上に、3 鉢の小品盆栽を組として配置する。なお、樹高は 15cm 以下が望ましい。 |
| ク 小品盆栽鉢個別 | 1 鉢出品とし、一人 3 点までで、岩付け、模様木、柳、懸崖、文人作り等とする。樹高 17cm 以下、鉢の大きさは 1 辺の外径 12cm 以下 (丸鉢は直径) とする。 |
| ケ ミニ盆景 | 菊盆景をもって飾り付けるものとし、規定のスペース (50cm×40cm) 内に木枠を組んで飾り付けることとし、審査当日に 2〜3 輪開花しているのが望ましい。 |
| コ 岩付け盆栽 | 単鉢とし、鉢の大きさは問わない。岩 (木を含む) に根が密着していること及び審査当日に 2〜3 輪開花していることが望ましい。 |
| サ 大菊組 | 大菊三輪仕立 (4 鉢 1 組) 最前列 105cm、最後列 165cm
鉢は厚物系・管物系ともに 9 号鉢 (鉢の内径 27cm) とし、インバインドは必ず使用する。
厚物系・管物系を混合した場合は審査除外とする。 |
| シ だるまづくり | 異色 5 鉢を 1 組として縦 1 列に配置する。
花の高さは、最前列の花頂は問わないが、最後列 80cm 以下とする。なお、70cm 以下が望ましい。
鉢の大きさは直径 21cm (7 寸) を標準とし、インバインドは必ず使用する。
厚物系・管物系を混合した場合は審査除外とする。 |
| ス 大菊福助作り
(1 本仕立) | 異色 5 鉢を 1 組として縦 1 列に配置する。
花の高さは最前列の花頂は問わないが、最後列 50cm 以下とし、鉢の大きさは直径 15cm (5 寸) とする。
厚物系・管物系を混合した場合は審査除外とする。 |
| セ 懸崖鉢個別
(杉づくり含む) | 個別で審査する。鉢は直径 27cm (9 号) 以下とする。 |

第4 花壇の審査は、次の採点法によって、各審査の集計点数最高のもより入賞順位を決定するも、必ずしも採点を要せず、比較法によって決定することができる。

採 点 標 準

ア 特 作	陳列法（意匠、配置、色彩）	30 点
	生 育 状 況	20 点
	調 和	20 点
	総 合 美	30 点
	計	100 点
イ 大 菊	花 の 大 き さ	30 点
	花 の 形 状	20 点
	花 の 色 彩	20 点
	生 育	20 点
	調 和	10 点
	計	100 点
ウ 盆 栽・小品盆栽	生 育	20 点
	技 巧	50 点
	調 和	30 点
	計	100 点
エ 懸 崖 鉢 個 別	花 の 形 状	25 点
	花 の 色 彩	25 点
	生 育	25 点
	調 和	25 点
	計	100 点
オ ドーム菊花壇	生 育	20 点
	技 巧	50 点
	調 和	30 点
	計	100 点

第5 大菊組・だるまづくり及び大菊福助作り（1本仕立）の審査は、次の標準によるも、必ずしも採点を要せず、比較法によって優劣を決定する。

採 点 基 準

花 の 大 き さ	30 点
花 の 形 状	20 点
花 の 色 彩	20 点
生 育	20 点
調 和	10 点
計	100 点

第6 審査の結果、同点又は優劣の判定が困難なものは、審査員団において協議して選定する。ただし、判定が困難なときは、審査長が決定する。

第7 その他、審査の細部の事項に必要が生じたときは、審査員団が協議して決定する。